

## 高知県CO2木づかい固定量認証制度運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県産材（以下「県産材」という。）を使用する木造住宅等の建築物及び県内で製造される県産木製品に対して、県産材の使用等によるCO2固定量を審査し認証する、高知県CO2木づかい固定量認証制度（以下「認証制度」という。）の運営について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築主 個人住宅については自らが居住するために住宅を建築・取得する者を、建売住宅については建築・販売する者を、建築施設については建築する団体等の長をいう。
- (2) 木製品製造業者 木製品を製造する事業者をいう。
- (3) CO2木づかい固定量認証 第4条に規定する手順により、認証を行うことをいう。
- (4) CO2木づかい固定証書 CO2木づかい固定量認証が行われたことを証明する書類をいう。
- (5) CO2木づかい固定量認証通知 木製品製造業者に対し、CO2木づかい固定量認証が行われたことを証明する書類をいう。
- (6) 県産材 森林関係法令上合法的に伐採した丸太を原料として県内で製材された国産の木材をいう。ただし、正当な理由により、やむを得ず製材一部を県外（日本国内に限る。以下同じ。）で行う必要があると知事が認めるものにあつては、この限りでない。
- (7) 県産木製品 原則として森林関係法令上合法的に伐採したスギ又はヒノキを用いて県内で製造された木製品をいう。ただし、正当な理由により、やむを得ず加工の一部を県外で行う必要があると知事が認めるものにあつては、この限りでない。
- (8) 県産木造住宅 県産材を住宅の構造材に50%以上又は10m<sup>3</sup>以上使用する住宅をいう。
- (9) 県産木造建築施設 県産材を建築施設の構造材及び造作材に使用する一般建築施設及び公共建築施設をいう。
- (10) 構造材 土台、大引、梁、桁、火打、母屋、隅木、谷木、束、小屋束、棟木、通し柱、管柱、間柱、筋かい、垂木、垂木受、根太及び根太受をいう。
- (11) 造作材 建築内部の内装材をいう。
- (12) 木製品 木製の家具及び小物等をいう。
- (13) 審査 次条の認証の要件について、別に定める高知県CO2木づかい固定量認証審査基準（以下「審査基準」という。）により、審査を行うことをいう。

### (認証の要件)

第3条 認証の要件は、次のすべて事項を満たすこととする。

- (1) 個人住宅及び建売住宅の場合
  - ア 新築する県産木造住宅であること。
  - イ 認証申請者が、対象となる家屋の建築主で、認証を希望する者であること。
  - ウ 「こうちの木住まいづくり助成事業」若しくは「高知県産材住宅ローン」を利用し（予定を含む）、又は「土佐の木住まい普及推進事業」の補助要件（1企業あたりの補助金額の上限要件を除く。）を満たすこと。
- (2) 一般建築施設の場合

- ア 新築する県産木造建築施設であること。
- イ 認証申請者は、対象となる施設の建築主で、認証を希望する者であること。

(3) 県有の公共建築施設の場合

- ア 新築する県産木造公共建築施設であること。
- イ 認証申請者は、施設を所管する課長であること。

(4) 市町村有の公共建築施設の場合

- ア 新築する県産木造公共建築施設であること。
- イ 認証申請者は、施設を所管する市町村の担当課長で、認証を希望する場合に限ること。

(5) 木製品の場合

- ア 高知県内で製造される商品であること。
- イ 認証申請者は、認証を希望する木製品の製造業者の代表者であること。

(認証の手順)

第4条 認証制度の手順については、次のとおりとする。

- (1) 認証申請者は、対象となる事業に係る認証申請書（別記第1-1号様式、別記第1-2号様式、別記第1-3号様式、別記第1-4号様式又は別記1-5号様式）を知事に提出する。
- (2) 建売住宅等において、住宅購入者が決まるなどして建物引渡し前に認証申請者の変更が必要な場合は、認証申請者の変更届（別記第2号様式）を知事に提出する。
- (3) 認証申請者は、県産材の使用実績について、県産材使用証明書（「土佐の木の住まい普及推進事業」に係るものについては別記第3号様式を、それ以外の事業に係るものについては、それぞれの事業で別に定める県産材使用証明書の様式）及び木材の納品書の写し（県産木造建築施設に係るものについては不要）を知事に提出する。ただし、高知県産材住宅ローンについては、株式会社四国銀行を経て知事に提出する。  
県産木製品については、県産材使用証明書及び木材の納品書の提出は不要とするが、合法証明書、製品の設計図、材積によりCO<sub>2</sub>木づかい固定量を算定する場合は部材ごとの材積一覧表及び写真を知事に提出する。ただし、合法証明が取り難い場合には、その理由を鑑みたくえで検討する。
- (4) 県産材の使用によるCO<sub>2</sub>固定量は、次の方法により算定する。  
ただし、木製品において材積による算定が困難な場合には、重量から算定することができる。

ア 材積による算定

$$\text{CO}_2 \text{木づかい固定量 (重量-CO}_2) \times 1 \\ = \text{樹種別の使用材積量} \times \text{容積密度} \times \text{炭素含有率} \times \text{二酸化炭素換算係数}$$

イ 製品の平均重量による算定（材積による算定が困難な木製品）

$$\text{CO}_2 \text{木づかい固定量 (重量-CO}_2) \times 1 \\ = \text{木製品の平均重量} / \text{含水率} \times \text{炭素含有率} \times \text{二酸化炭素換算係数}$$

- ・ 樹種別の使用材積量 (m<sup>3</sup>)
- ・ 木製品の平均重量 (g、kgもしくはt)
- ・ 容積密度 (t/m<sup>3</sup>)
- ・ 炭素含有率 (%)
- ・ 二酸化炭素換算係数

・含水率（％）※2

※1 算定された固定量の単位表記については、認証対象ごとに決定し、桁数は、小数点以下第2位を切り捨てた小数点第1位で表示する。

※2 一般的な木材の気乾含水率（15％）を使用する。

(5) 知事は、審査基準により審査を行う。

**(証書の交付)**

第5条 知事は、認証申請者に対して認証を行い、証書又は通知を交付する。

2 前項による証書又は通知は、個人住宅及び建築施設については別記第4-1号様式、木製品については別記第4-1号様式又は別記第4-2号様式のとおりとし、知事は認証ごとに、固有の認証番号を付して交付するものとする。

**(ロゴマーク及び認証ロゴマーク使用の届出)**

第6条 ロゴマーク及び木製品の固定量の表示における県の指定する認証ロゴマークの使用については別添資料「高知県CO2木づかい固定量認証ロゴマーク等使用規程」において定めるものとする。

**(その他)**

第7条 認証制度の運営にあたって、本運営要綱に定めのない事項については、知事が定めるものとする。

**附 則**

この要綱は、平成20年11月20日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成21年11月5日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成22年6月8日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成23年6月21日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成24年8月3日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成24年10月30日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成26年8月14日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成26年12月12日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成27年3月6日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成27年7月16日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成28年9月15日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和2年6月19日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和2年7月31日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。